特定秘密の保護に関する法律のポイント

特定秘密―大臣等が指定―

国家公務員法等上の秘密

特定秘密

特定秘密

安全保障に関する情報で

次のいずれかの事項に該当する情報
- ① 防衛
- ② 外交
- ③ 特定有害活動（スパイ行為等）の防止
- ④ テロリズムの防止

に関するものとして法律で列挙する事項

公になっていないもの

のうち、

特段の秘匿の必要性があるもの

※　指定の有効期間は上限5年（更新可能）。通算で30年まで。30年を超える延長には、内閣の承認が必要。
暗号や人的情報源等を除き、60年を超える延長は不可。

※　内閣総理大臣は、有識者から意見を聴いた上で、閣議決定により、指定等の運用基準を策定。

※　内閣総理大臣は、必要があれば、指定等の運用について、大臣等に改善を指示。

※　指定等の運用状況は、毎年、有識者に報告するとともに、その意見を付して、国会に報告・国民に公表。

特定秘密の取扱者の制限

適性評価をクリアした者のみが特定秘密の取扱いの業務を行う

行政機関内外で特定秘密を提供し、共有するための仕組みの創設

特定秘密を漏えいした者等を処罰（拘禁刑10年以下等）

※　本法を拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならず、国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分に配慮しなければならない旨を規定。

※　出版又は報道の業務に従事する者の取材行為については、専ら公益を図る目的を有し、かつ、法令違反又は著しく不当な方法によるものと認められない限りは、これを正当な業務による行為とする旨を規定。